

第7回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成17年7月15日午後1時30分～午後3時30分

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小島康只, 小林邦一, 菅生喜美, 武田芳彦, 田中良, 中山隆夫,
御子柴伸男, 宮下敏子 (50音順, 敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官, 吉川健治裁判官,
山崎勝巳弁護士, 青木寛文弁護士

4 議事

(1) 開会の言葉 (総務課長)

(2) 米田委員紹介

■ 報道関係者による本日の委員会の取材につき承認された。

(3) 第2回裁判員模擬裁判の実施報告 (土屋刑事部総括) [別紙1のとおり]

(4) 検察庁からの報告

○ 裁判員にアピールするための工夫はされているが, まだまだ課題が多い。
表現方法等も考えていかなければならない。 (田中委員)

(5) 弁護士からの報告

○ 今回は裁判員に対しアピールすることに力を入れた。事実をどう捉えて,
証拠をどう分析するかという, 裁判員制度に関係のない要素にエネルギーを
使うのに加え, 裁判員に分かってもらうように立証したりアピールしたりす
ることに更にエネルギーを要することを実感した。 (青木弁護士)

○ 相弁護士も制度が実際に始まって連日開廷となった場合, 相当の労力を刑
事事件に注ぎ込まなければならないと実感されたようだ。民事事件をやりな

がら、刑事事件をやるかという心配もある。刑事弁護人を受ける人がいなくなり、それで事件が動かなくなってしまうことも懸念される。弁護士会とも早急にその対応策を考えていく必要がある。 (委員長)

(6) 討議 (裁判員模擬裁判についての感想)

- 私は1回目の模擬裁判を見ていないので、殺人未遂か傷害かという点がポイントだったということが量刑を決める段階で分かった。一連の行為で量刑が科されると思っていたので、検察官、弁護人が主張する中で、殺人未遂の部分だけしか焦点が当てられないのか、その部分だけで刑が決まるのか、その前後のことは関係ないのか、よく分からなかった。私と同様に考える人もいると思うので、その辺りの説明も必要ではないか。 (御子柴委員)
- 起訴状に書いてある部分のみがポイントとなる。被告人がそうせざるを得なかった事情があったり、助けようとして救急車を呼んだりすればそれらも配慮することになるが、ポイントは真中の部分となる。今回は前後の事情が影響のない事案であり、それが特に際立ったものであった。 (委員長)
- 今回は、手続の節目、概ね1時間毎に休廷が入り、話合いの機会を持てたようだが、その方が意見も出やすいし、他の人がどう考えているかも分かるので、非常によかったと思う。私が裁判員をした1回目ときには、被告人の言っていることで理解できないことがあり、それを意見として述べたが、そのときには特にコメントがなく、裁判が終わった後で、あれは被告人が嘘を言ったポイントだったと指摘され、やはりそうだったのかと気づいた。素人は、すべて本当のことを言っていると思ってしまうので、評議の際にその辺りを言ってくればよかった。しかし、裁判官のコメントが誘導になっても困るのでバランスが難しいと思う。 (菅生委員)
- 検察側も弁護側も第1回よりも分かりやすくなっていた。論点を箇条書きにして進めていたのが非常によかった。前回同様、包丁が刺さったのが、偶発的か、意図的かという事件だった。そんなに簡単に包丁が刺さるかという

点が疑問だったが、だれからも発言がなかった。そういう事例がたくさんあって意外と簡単に刺さるものだと言ってくれば、そうかと考えるし、そうでなければ意図的ということになるので、それを説明してもらえると判断しやすいと思った。 (小林委員)

- 今回は作業着とTシャツを着ていたが、それが破れるのにどれくらいの力がかかるのか実験してみれば分かると思う。今回難しかったのは、骨にも当たっていなかったからである。法曹もすべてを知っているわけではない。意外と簡単に入る部分もあるようだが、皮膚にかなり弾力があって刺さるまでに相当抵抗がある。今後は立証の際にそういう検証が必要かもしれない。

(委員長)

- 1回目も2回目も半分の時間しか傍聴していないが、前回よりも分かりやすく工夫されていた。私自身、実際の刑事裁判を2回傍聴し、模擬裁判も2回傍聴したからかなり分かってきていると思うし、今回のように裁判員も裁判所等の関係者であれば別だが、全く裁判に関係のない人達の場合、このスピードについていけるのか、量刑を決める際の判断基準も分からないのではないかと感じた。裁判長のフォローがあると思うが、あまり説明しすぎると誘導になると思うし、その辺りの線引きが非常に難しいと思う。

(小島委員)

- 私は1回目に裁判員をやったが、2回目は1回目と比べ、いろいろな点が改善されていて分かりやすかった。ただ、裁判員の感想を見ると、私が前回感じたものと同じだった。方法的にいろいろ改善できる余地があるほかに、本質的に難しい部分もあるのだと思った。

先程から出ているように裁判員は、すべて本当だと思って聞いてしまう。証言は当てにならない、他にしっかりした証拠があって、これは動かせないものだという説明をしていたのは良かったと思う。その結果、今回は事件の本質に絡むような良い質問が裁判員から出ていたし、最初の評議でも本質に

迫っていく部分があった。

ただ、被害者の証言も当てにならないとなると何を信じたらよいかということになる。弁護人が「『疑わしきは罰せず』が原則」と言っていたので、それで事件を見ていくと今回の結果は順当かという気もするが、私はそうではない気がした。その発言は法的には間違っていないのだろうが、それが頭に残ってどんどん迷路に入ってしまう気がしたので、どの場面で聞くのが良かったのだろうかと思った。 (宮下委員)

- 今の御意見の最後の部分は、検察側も同意見だと思う。検察側は、裁判員を混乱させないために、全部提示された後に、判断基準として裁判所が説明するのがよいというスタンスである。裁判所の方は、それはいつの段階で言っても良いし、最初に刑事裁判の説明をする際に当然触れるので、弁護人が言っても何の問題もないという考えからで、裁判長は異議を却下した。

(委員長)

- 法曹の目からは、現行の裁判に比べ第1回目の模擬裁判は非常に分かりやすくなったと思う。その1回目に比べ、2回目ははるかに分かりやすくなった。やってみるとだんだん良くなることが証明できたと思う。しかし、検察側、弁護側ともにいかに裁判員に理解してもらおうかという工夫が更に必要である。今まで裁判官3人で合議して決めたことを、裁判員6人も加えて結論を出すのだから難しい。そういう意味では、裁判所が一番大変だと思う。

今回の模擬裁判では、凶器が刺身包丁で、筋のよくない被告人で、弁護人は最初から諦めの境地だった。しかし、実際やってみると裁判員からいろいろな意見が出て、殺人未遂間違なしと思っていたものが傷害の結論になった。善し悪しは別として、裁判員制度はおもしろいものだったと思った。

今回、評議が難しかった点は、刺突行為の有無と殺意の有無を完全に分けて議論していたことだと思う。そういう点では裁判所の問題提起の仕方がかなり重要になってくる。市民の健全な常識を裁判に反映するのが裁判員制度

の目的であり、それが事実認定に反映されることが期待されているが、裁判所がある程度問題点を整理する必要があると思った。（武田委員）

- 刺突行為という故意的な行為がなかったとすると、踏みとどまっていたというのはどういう行為か、それがこう立っていたとなれば、それ自体が暴行なのか殺人未遂なのか、ということを確認した上で、それは殺意に基づくものか、という議論を進めていけばよかったと思う。（委員長）

- 被告人質問で、検察官が、「被告人が構えていて、被害者が突っ込んで来たと言うなら、そのままでは刺さると思いませんでしたか。」と聞かなかったのは減点だと思う。包丁を下げないのか、逃げないのか、振りかざして暴行脅迫をしてないか、という点を検察側は1度も聞いていない。

1回目も2回目も殺意の有無が問題になったが、我々法曹の考える殺意と裁判員の考える殺意は、違うのではないかと思う。かっとなって相手の胸を突き刺した場合、相手が死ぬだろうと思って刺したと言う被疑者はほとんどいないが、我々は殺意の認定をする。裁判員が考えるのは、刺そうとする際に、殺してやろうという冷静な人間像だと思う。その辺りの違いをどのように説明して納得してもらうかは、今後の課題だと思った。（田中委員）

- 今の御意見は本質的な御指摘だと思う。未必の殺意が確定的な殺意と殺意なしの間にあるが、未必の殺意を述べるときに、かっとなって刺す場合、「死ぬかもしれない。」「死んでもやむを得ない。」と考えて刺す人はいない。しかし、これは殺人罪の類型で処罰しなければ正義が実現されないため、今まで専門家は殺意を擬制をし、殺人と傷害とを完全に分けて来た。故意があれば重くなるし、なければ軽くなるというふうに、今の刑法自体が主観的要素を重視しているからである。

それを受けて、今回の事件の量刑は、殺人未遂が6年から8年で、傷害が1年から3年で、殺意が認められるか否かが大きいところであり、その問題点が現れた。裁判員の頭の中には確定的殺意か、殺意なしかの二つしかなく、

それで判断したから難しかったと思う。評議の傍聴の際に、「裁判官がもっと話さないこのままでは傷害罪になるじゃないか。」という声が聞こえてきた。裁判長を代弁する形で、私が感想戦のときに、裁判所は本質的なものが違う場合にはもっと議論をするが、これくらいときには議論しないと述べた。未必の殺意か傷害かということは、実はそれほど大きな問題ではないのではないかと思う。また、量刑そのものは、殺人、傷害のどちらかの基準にも当てはめず、凶器による傷害で、場合によっては死ぬかもしれないというものは4年や5年でもよいのではないか。それが確定的なものになればもう少し重めの量刑になるので、傷害も殺人も量刑が連続線上にあると言える。そうなるとそれほど細かい議論するのは意味がないのではないか。主観的要素を重視して裁判員自身が考えることができるか疑問である。もっと客観的な行為だけで捉えるように傾向が変わっていくのではないか。

今回は、評議の進行方法として、裁判官が、こういうふうと考えていくんですよとか、事実の見方はこうですと、おおまかなところだけ説明していた。こういう説明をすることによって、裁判員がかえって話せなくなったとか、逆に、裁判官はもっと話さない裁判員が分からないんじゃないかとか、というような感想はどうか。 (委員長)

- 裁判官にもう少し出してもらってよかったと思う。背中への傷にはほとんどだれも触れなかったが、あのときに裁判官が背中への傷はどうして付いたと思いますかと言ってくれれば、追いかけないと付かないのかなという判断ができるのではないかと思った。私自身が裁判員をやったことだが、一般市民は一つのことを頭の中で一生懸命考えると、他のことが抜けてしまい、全体が見えなくなってしまうことがあるので、裁判官がポイントを促してくれると違うと思う。

1回目は被害者が亡くなっているのだから、殺してしまったんだと裁判員は思うが、今回の被害者はどこも怪我していないような感じで颯爽としていたの

で同情を買わなかったと思う。もし、足でも引きずっていて、こういう後遺症が残りましたとなると、印象も違う。怪我の大きさについて聞いても素人は分からないので、そこをもう少し工夫してもらおうと良い。（菅生委員）

○ 武田委員は弁護士の立場から、裁判官の評議の進め方は大変だと思うとおっしゃっていたが、どんな工夫が必要と思うか。（委員長）

○ 「この事件については、こことここが争点です。検察官はこう言ってます。弁護人はこう言ってます。事実としてはこういう確定した事実があります。この件についてあなたはどう思われますか。」というように聞かれると話がしやすい。裁判長は、最初の段階で、公判前整理手続の説明はしないとしたようだが、今回の事件の場合は言った方がよかったのではないか。争点毎に確定した事実があり、双方の対立しているところを説明し、この点はどうですかと聞いた方が、私は殺意があると思うとか、ないと思うとか、意見が出やすいのではないか。（武田委員）

○ 1回目では、第1回公判に入る前に、裁判長が「争点がこれです。」と言ったために、被告人が冒頭認否で答えるところを裁判員は何の印象も持たなかった。今後は自白事件が多くなると思われ、最初から自白事件だと言ってしまうと、裁判員はこの人はやっているという目に入ることになる。本当は違うかも知れない、検察官の立証がきちんとされるのか、と思って入ってもらった方がいいのではないか。それで、今回は、すべての冒頭認否が終わった段階で、改めてそこの部分を説明したのだと思う。両方あり得ると思うが、「自白事件」ということがどういう影響を与えるか少し心配である。

1回目は、いきなりどうですかと話に入ったが、今回は裁判長がいろいろな説明した上で、この部分はどうですかと聞いている。（委員長）

○ 最終評議のときに、裁判長と裁判官がきちんと事実を確認したのは非常によかった。1回目の模擬裁判の最終評議で量刑を決める段階で、裁判の思考というのは、AもだめBもだめではなくて、BがだめAがいいという場合に

は、Aの証言がずっと変わらなければ信頼してよいと教えてもらった。そう考えると被告人が重罪を犯しているんだと考えられるようになった。

(宮下委員)

○ 弁護人役としては、今回御覧になった裁判所の評議で、もっとこうあるべきという点はどうか。(委員長)

○ 1回目は様々な評価がされているとおりに問題があったと思われるが、今回は見ていて特に問題はなかったし、分かりやすく、工夫されていると思った。争点を明示して言わせようとしていることも感じられた。(青木弁護士)

○ 1回目は弁護人役をやる立場で、2回目は傍聴した。2回目の評議は1回目の反省点を踏まえ非常に整理されていた。裁判員も、積極的な人、消極的な人がいたが、その中でも、意見を引き出す努力がされていると思った。評価は難しいが、良いにつけ悪いにつけ、裁判長の発言の重さを感じた。結論に限らず、裁判官の一言で目の前が開けることがある。何が常識か、何がいいのかという判断自体簡単ではないと思うが、持って行き方のコントロールも可能であり、難しいと思った。(山崎弁護士)

○ 確かにやり方によってずい分変わるし、裁判所がこう持っていこうと思えばできないことはない。だからできるだけ裁判員から意見を出してもらい、裁判所は、その上で切り返しをどの段階でどの程度すれば良いのか考える必要がある。この客観的事実について、ここはどう思いますか、それはどのように考えられますか、と聞くことは十分考えられる。

人は、一つの事象について、肝心なことかもしれないと思ったらそこを殊更大きく見てしまう傾向があり、それは、今回、最終評議に入る前に4人が殺人未遂、2人が傷害だったのが、結果的に全員が傷害に変わったことから分かる。被告人の発言からも、いつ背中の傷ができたのかという疑問も出てくるし、傷の方向もちょっとした動きで変わるため、全体の信用性の中の一つのポイントでしかない。また、あれだけはっきりと覚えていると言うの

であれば、逮捕されたときの警察の調書で「なぜこんなことになったのかよく分からない。」と言っているのはおかしい。1日目と2日目で刺し方の体勢も変わっていた。このように、指摘していけばどんどん結論が変わる可能性があるが、その辺りのバランスが難しい。

逆に被害者から、事実は違うという不満を持たれる可能性がある。実体的真実をどこまで自分たちの支えにしてやっていかなければならないか、というのは非常に難しい問題である。 (委員長)

- 1回目の模擬裁判で私は裁判員をやったが、どんどん手続が進行し、訳が分からないうちに終わったという感じだった。緊張感を持続することはできないので、ポイントだけに集中すべきだと思うが、素人はポイントが分からないため、裁判長が注意すべき点を言ってくれれば違うと思う。殺意についても、頭がかつとして包丁で刺しても殺意があると見るのだと、今の刑法の考え方を説明してくれなければ違う結論になってしまうと思う。(小林委員)
- 今回、裁判員の発言の少なさが気になり、これだけで刑が決まってよいのかと思った。裁判を知らない民間の人が入って合計8時間くらいの評議であれだけの判決ができるのか。良い意味での裁判官の誘導が必要だと思う。証人に対する裁判員の質問も、裁判員自身が頭の中で整理するために必要だと思う。(御子柴委員)
- 私も何回か裁判に関わって分かるようになり、関心も持つようになったので、裁判員に何か予習をする機会が与えられるといいと思う。(宮下委員)
- その御意見もよく分かるが、裁判所で事前に呼んで学習させるという余力はなく、法教育の充実度で対応していくしかないと思う。(委員長)
- 裁判員になったときに、その間どこかで実際の裁判を見れば、少しでも予備的知識が与られるのではないか。(小林委員)
- 呼び出された段階で、すぐに選任手続が行われ、すぐ手続が流れていってしまう。検察官や弁護人も証人を呼ぶ日時を決めておく必要があるため、決

まったスケジュールの中で行われる。 (委員長)

○ 私自身、前回よりも今回の方が裁判の流れがよく分かった。それは経験がものをいうからだと思う。裁判員に事前にビデオを貸して勉強させるのはどうか。 (菅生委員)

○ 評議の経験は大きいので、経験してもらえば良いと思うが、それもなかなか難しい。しかし、考えなければいけない問題だと思う。ビデオについては、内容で検察官と弁護人で意見が分かれてしまうと思う。 (委員長)

○ 今回、裁判所の方で量刑資料を見せたが、それを検察官や弁護人にもオープンにしていくべきだと思う。むしろ、検察官や弁護人から出してもらった資料をベースにするのが良いと思う。ただ、検察庁には全国的資料があるが、弁護側はどうやって出すかという問題もある。生活環境や社会資源の資料を当事者が出してきて、その上でそれを量刑資料にするくらいの方がいいと思う。

第3回目の模擬裁判は10月くらいに行いたい。次回のポイントとして考えるべき点があれば御意見をいただきたい。 (委員長)

○ あれだけ傷害と言っていた裁判員が懲役3年で、裁判官が2年半というのは、量刑資料だけで判断してしまい、それまでの議論が反映されていないと思った。被告人が出所後どういうケアができるかとか、被害者に対する謝罪によって量刑が変わることもあると思うので、その辺りを何度も繰り返し言ってもらう必要がある。また、嘘の見極めをしてくれということも繰り返し言ってもらった方がいい。 (菅生委員)

○ 資料は傷害だけだったが、下手をすれば死んでいたケースなので、傷害致死の資料まで見せれば、それに近いものだという感覚を持ってもらえたのではなかったか。裁判所が臨機応変に対応できなかった。 (委員長)

○ 内容の改善をして、今後裁判自体は分かりやすくなるだろうが、今の状態では、裁判員になる人達の気持ちの変化はない。今回は関係者でない人を裁

判員に抽出して、その人達の声を広報に取り入れる必要がある。最初の気持ちからこのように変わったという点をPRすべきだ。(御子柴委員)

- 今回の模擬裁判はまだ勉強会の場と捉えている。1回目は地家裁委員会委員に裁判員をやっていただき、2回目は法曹三者の職員と少しハードルを下げたが、まだ、一般国民とは違う。3回目で一般国民のレベルまでいければよいと思う。次回の裁判員は検察審査協会から何人か出してもらうことも考えている。検察審査員を経験した95パーセントの人が、最初は面倒だと思ったが、実際にやってよかったと言っている。検察審査員以上にやりがいを持ってくれば、その人達が広報媒体になると思う。一般国民からどういう形で来てもらうかは法曹三者で考える必要がある。(委員長)
- パワーポイントを2画面から使って見やすかったが、ドアの場所や縮尺など図の書き方を正確にしてもらいたい。色分けした書込みは色の違いがはっきりしない。もう少し大きくするなどの工夫をしてほしい。操作も逆さに写してしまったこともあったので、習熟した方がよい。(宮下委員)
- 1回目は最高裁の題材で、2回目は最高検の題材だったが、今回は、弁護意欲がわくように、せめて兇器を果物ナイフくらいにするとか、前科なしのものでお願いしたい。弁護士会もどういうことをやるべきか分かってきたので、数を重ねてやらなければならないと思っている。また、今回欠員が出る事態の可能性があったので、今後は、補充裁判員が必要になることも考える必要がある。(武田委員)
- 3回目の題材は問題だと思う。地元の事件だと生々しいので、長野県を除いた周辺で探したい。工夫できるものが必要なので、裁判員裁判の対象でない事案でもよいのではないかと。(田中委員)
- 量刑感覚を養うという意味では事後強盗致傷もおもしろいのではないかとと思う。今回は殺人未遂になると思っていたので、3回目は弁護人が勝つものを選ぶつもりだったが、今回勝ってしまったので、今回は法曹三者で検討し

たい。 (委員長)

○ 今回使われた量刑メモは非常に良いと思った。1回目もこういうものをも
らえれば頭の中で整理できた。難しい漢字を使わず，ひらがなで分かりやす
い説明があると良かった。 (菅生委員)

○ 起訴状も翻訳した書面を裁判所が作る必要があると思う。起訴状を渡して，
理解しろというのは確かに無理だと思う。菅生委員からはルビの問題を御指
摘いただき，宮下委員からは言葉づかいの御指摘をいただいた。次回に生か
したい。 (委員長)

(7) 裁判員制度広報活動報告 (総務課長) [別紙2のとおり]

(8) 委員の改選について

○ 7月31日で任期が切れるため，更新をお願いしたい。更新に御都合の悪
い方は事務局まで御連絡いただきたい。 (委員長)

5 次回期日

未定

(注)

○は，委員の発言内容

■は，委員会において確認した事項